

青森県産業復興相談センター 相談申込書

ご相談希望の方は、まずFAXを！
秘密厳守・相談無料です。お気軽にご相談ください。

恐れ入りますが、このページをコピーしてFAXでお送りください。
FAX受信後、相談日についてご連絡いたします。

申込み日 平成 年 月 日

※記入できるところをできるだけご記入願います。

(面接日 平成 年 月 日)

企業名			設立年月(西暦)	年	月	日
代表者名			年 齢			歳
所在地						
T E L	—	—	F A X	—	—	
業 種	事業内容					
資 本 金	万円	従業員数	人	うちパート		人
ご相談内容及び現状	-----					
現在の経営状況に至った経緯など	-----					
2011/3/11の東日本大震災の事業への影響	1. 影響を受けた	イ. 直接被害	(被害状況を記載してください)			
		ロ. 間接被害				
	2. 影響はない					
どのような支援を希望しますか?						
(差支えなければご記入下さい。)						
直近3期分の業績	年 月期	売上高	経常利益	当期利益	借入金合計	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	年 月期					
年 月期						
申込者名			会社との関係(肩書)			
今後の連絡方法	担当者:	TEL:	会社・自宅・携帯			
	注意事項:	(あれば)				

※ご記入いただいた情報は、当相談センターの活動にのみ使用します。

お申し込み先

公益財団法人21あomorい産業総合支援センター

青森県産業復興相談センター

FAX 八戸事務所 0178-32-7154
青森事務所 017-752-9224

東日本大震災から3年...

事業は順調に回復していますか?

事業者の皆様の
再生・復興を支援します
~早めにご相談下さい~

東北の元気、
日本の元気を
青森から



公益財団法人21あomorい産業総合支援センター

青森県産業復興相談センター

八戸事務所 〒031-0031 八戸市番町9-5 協栄八戸番町ビル5階
TEL 0178-32-7153 FAX 0178-32-7154

青森事務所 〒030-0801 青森市新町二丁目8-26
TEL 017-752-9225 FAX 017-752-9224

ホームページ <http://www.21aomori.or.jp/sangyo-hukkou/>

青森県産業復興相談センターとは

- 公益財団法人21あおり産業総合支援センターを設置主体とし、国からの委託を受けて事業を行う公正中立な公的機関です。
- 厳しい経済情勢の中、経営環境の悪化しつつある事業者や東日本大震災により被災した事業者の事業再生への取り組みを支援します。
- 八戸事務所・青森事務所において常駐専門家がご相談に応じます。
- 説明会・相談会の開催や出張相談も行っていますのでお気軽にお問合せ下さい。

対象事業者は

- 青森県内に事業所があり、事業の再生・復興を図ろうとする事業者が対象となります。
- 大企業を除き、個人事業者を含めて全ての事業者が対象となります。

支援対象の相談内容の一例

- 現在事業は続けているが、借入金返済負担が大きく、資金収支が厳しい。
- 東日本大震災以降金融機関の返済緩和を受けているが、思うように事業が回復しておらず、事業再生については、事業の見直しや複数の金融機関との調整が必要。
- 金融機関から事業再生計画を策定するよう求められているが、自力では難しい。
※その他さまざまなケースのご相談に応じます。また、ご希望に沿えない場合もあります。

ご相談に当たっては

- ご相談は無料です。
- 相談内容等の秘密は厳守いたします。
- 再生・復興に取り組む事業者からのご相談に対してアドバイスや金融機関との調整等を行う機関なので直接ご融資を行うことはありません。

当センター活用イメージ



もっと
知りたい

青森県産業復興相談センター

～皆さんの知りたいことにお答えします～

Q1. 相談センターでは、どのような支援を受けられるのですか？

- A1.** 早期事業再生に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います（原則として無料です）。
主な内容は次の通りです。
- ① 信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内
 - ② 外部専門家や関係支援機関のご紹介
 - ③ 事業計画の策定支援
 - ④ 青森県中小企業再生支援協議会との連携による事業再生支援
 - ⑤ ㈱東日本大震災事業者再生支援機構への取り次ぎ

Q2. 東日本大震災により被害を受けた事業者が支援の対象になるのですか？

- A2.** 大震災により直接・間接的な被災を受けた事業者だけでなく、青森県に事業所がある全ての事業者のご相談を受付します。被災事業者については当相談センターが支援します。被災されていない事業者は青森県中小企業再生支援協議会に取り次ぐ等の支援を行います。

Q3. 相談センターでは各種制度紹介だけでなく、再生計画や事業計画の策定支援も行うのですか？

- A3.** 原則、「再生計画」の策定支援を行うのは再生計画策定支援が適当と判断された場合に限りませんが、事業者が金融機関の支援の前提となる「事業計画」を作成することが困難と見受けられる場合については、必要に応じて外部専門家も活用し、事業計画作成を積極的に支援します。

Q4. 相談センターに相談した場合、どのような工程を経て、金融機関に連絡がなされるのでしょうか？

- A4.** 相談センターでは、相談受付後、事業者の状況を出来る限り把握し、再生可能性を確認した上で、課題の解決に向けた助言を行います。更なる支援が適当と判断した場合は、事業者の承諾を得た上でメイン金融機関を含む債権者に連絡し相談することとなります。

Q5. 相談センターでは事業者と金融機関の調整にどこまで関わるのですか？

- A5.** 事業者の状況を踏まえ、事業者に同行して金融機関と交渉したりバンクミーティングを開催する等、事業者と債権者との合意形成を図るため、公正中立な立場を堅守しつつ、積極的に支援します。

Q6. 相談内容が外部に知られることはありませんか？

- A6.** ご対応させていただく専門家は守秘義務を負っており、皆さまのプライバシーはもちろん、企業の機密情報やノウハウなどのような情報についても、秘密が守られますので安心してご相談下さい。